平成28年1月期 木城町農業委員会総会会議録

一	
開催期日	平成28年1月28日(木)午前9時00分~11時25分まで
出席委員	(12人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:関谷幸市 5番:押川和夫 6番:山田秋吉 7番:田中俊二 8番:堀田計一 10番:後藤ミホ 11番:西 和浩 12番 久保一美 13番:坂本康充 14番:澁谷浩一
欠 席 委 員	(0人)
八 师 安 貞	なし
出席職員	事務局長:押川道彦 専門監:三隅秀俊 主事:小野大希
会議録署名委員	6番:山田 秋吉 7番:田中 俊二
議事日程	平成28年1月28日(木)1日間
報告	 (1) 1月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(5条 2件 非農地証明 2件) (3) 農家相談日結果報告について(1件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 農地法第3条の規定による許可申請の承認について(2件) ② 農地相談員の活動について(なし) ③ その他 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
会 議 事 件	議案第2号 非農地証明願いの承認について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第4号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
議長(会長) 鎌田 勝敏	ただ今から平成28年1月期の総会を開会いたします。 本日の出席委員は12名中12名の全員出席ですので総会は成立しています。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきますが、ご異議はありませんか。 (異議なし) それでは、6番山田秋吉委員と7番田中俊二委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅氏と小野氏を指名いたします。 それでは、議事に入ります。まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

それでは、総会資料7ページをお願いします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてです。

受付番号 1 番 譲渡人K.Y 譲受人N.K 土地表示 大字高城字東宮田地目 田 地籍 498 ㎡ 全部で田 2 筆の 1,561 ㎡です。 移動区分 賃貸借借賃 10a 当り 籾 90 k g 経営状況 家族 2 人 労働力 2 人 経営面積3,188 ㎡ 家畜 なし 移動の理由 規模拡大 担当委員は8番堀田委員です。場所は10ページに添付してあります。

つづきまして、受付番号 2 番 譲渡人K.S 譲受人N.K 土地表示 大字 高城字薗田 地目 田 地籍 986 ㎡ 田 1 筆 移動区分 賃貸借 借賃 全 部で 10,000 円 経営状況 家族 2 人 労働力 2 人 経営面積 3,188 ㎡ 家畜 なし 移動の理由 規模拡大 担当委員は8番堀田委員です。場所は 11 ページに添付してあります

事務局(事務局長)

つづきまして、受付番号 3 番 譲渡人K.M 譲受人O.Y 土地表示 大字川原字川原 地目 田 地籍 975 ㎡ 他 4 筆 全部で田 5 筆の 3,053 ㎡ 畑 1 筆 325 ㎡ 田畑合計 6 筆 3,378 ㎡となっております。移動区分 贈与 経営状況 家族 3 人 労働力 3 人 経営面積 12,188 ㎡ 家畜 なし 移動の理由 規模拡大 担当委員は8番と田中委員です。場所は 12 ページに添付してあります。

つづきまして、受付番号 4 番 譲渡人N.E 譲受人O.H 土地表示 大字 高城字平原 地目 田 地籍 295 ㎡ 他1筆 全部で田2筆の1,142 ㎡です。 移動区分 売買 売買価格 全部で100,000 円です。 経営状況 家族 2 人 労働力 2 人 経営面積 25,107 ㎡ 家畜 なし 移動の理由 規模拡大 担当 委員は14番澁谷委員です。場所は13ページに添付してあります。

つづきまして、受付番号 5 番 譲渡人木城町 譲受人 S.E 土地表示 大字高城字外堀 地目 田 地積 59 ㎡ 移動区分 交換 経営状況 家族 2 人 労働力 2 人 経営面積 9,944 ㎡ 家畜 なし 担当委員 13 番 坂本委員です。場所は 14 ページに添付してあります。この件につきましては、町と S 氏との農道付替えによる交換になります。 以上です。

議長(会長) 鎌田 勝敏

それでは、受付番号 1 番と 2 番について担当の 8 番堀田委員に説明をお願いします。

(8番) 堀田 計一

受付番号 1 番につきまして、今までK.Y氏が耕作されておりまして、それをもう耕作しないということで、N.K氏にお願いをされたということです。受付 2 番は、Y.T氏(亡)の後をN.K氏が耕作されるということです。 以上です。

議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、次に受付番号3番につきまして担当の7番田中委員に説明をお願いします。
(7番) 田中 俊二	こちらの土地には譲渡人K.M氏の父 K.S氏が住んでおられましたが、現在は廃屋になっていて誰も住んでいません。息子(譲渡人K氏)さんも川原地区には住んでおられず、田畑3反あまりと宅地もありますが、(譲受人)に山と田すべてを引き受けてもらう代わりに、(譲渡人に)宅地(廃屋)の処分をお願いするということを条件に、他人ではありますが贈与されることになっています。譲受人O.Y氏の娘夫婦がすぐ近くに家を建てられておりまして、そのご夫婦が興味を示しておられましたが、農業をしていませんので、農業をしているO.Y氏(父親)さんが耕作されるということで、今回の申請となりました。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号4番につきまして、14番澁谷委員に説明をお願いします。
(14番) 澁谷 浩一	こちらの土地は田神地区の山際にありまして、以前からO.H氏が耕作されております。N.E氏から (O.H氏に) 農地の無償譲渡の相談があったようですが、無償ではいけないということで、10万円という金額で話がまとまったとのことです。ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号5番につきまして、13番坂本委員に説明をお願いします。
(13番) 坂本 康充	この土地は、農道の整備に伴い、木城町所有の土地とS.E氏所有の農地の土地の交換のために申請をするものです。図面は15ページに添付してありますので、そちらでご確認ください。補足ですが、S.E氏所有の農地については、農道として木城町への所有権移転のため土地収用法第3条第1項第5号に該当し農地法施行令第10条農地の転用の不許可の例外の案件です。審議はS.E氏が木城町の農地を所得する部分のみになります。ご審議の程よろしくお願いします。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	説明が終わりました。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑のある方は受付番号を言って質疑をしてください。質疑のある方は挙手をお願いします。 (質問・意見なし) 質疑が無いようですので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。この案件について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということでありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について承認可決とします。

議長(会長)	つづきまして、議案第2号 非農地証明願いの承認についてであります。事
鎌田勝敏	務局長に朗読と説明をお願いします。
事務局長)	それでは17ページをお願いします。議案第2号 非農地証明願いの承認について 整理番号1 受付番号1番 申請人 K.M 土地表示 大字川原字本村 地目 登記 田 現況 原野 面積 115 ㎡ 事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次の全ての要件を満たしている。 (ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。 (イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと。 (ウ) 集団性のある優良農地でないこと。 に該当するものです。場所は、19ページです。担当は、7番田中委員です。 つづきまして、整理番号2 受付番号2番 申請人 H.F 土地表示 大字高城字仁君谷 地目 登記 畑 現況 山林 面積610㎡ 事由 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次の全ての要件を満たしている。 (ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。 (イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと。 (ウ) 集団性のある優良農地でないこと。 に該当するものです。場所は、21ページです。担当委員は、3番関谷委員です。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号1番につきまして、7番田中委員に説明をお願いします。
(7番) 田中 俊二	受付番号1番につきまして、地主はK.M氏で、狭小の農地であり利用価値の 乏しい農地ですので非農地証明の申請をされたとのことです。ご審議の程よろ しくお願いします。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号2番につきまして、3番関谷委員に説明をお願いします。
(3番) 関谷 幸市	受付番号2番につきまして、申請人H.F氏は90歳近い高齢の方です。非農地証明の申請をされた農地は10年以上耕作放棄地の状態としてありますが、10年やそこらではないような荒地でございます。ご審議の程よろしくお願いします。

事務局(小野主事)	申請地の状況について、プロジェクターにより説明。
議長(会長) 鎌田 勝敏	説明が終わりました。ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手の上、受付番号をいって、質疑に入ってください。 (質問・意見無し) 質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第2号 非農地証明願いの承認について この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成という事でありますので、議案第2号 非農地証明願いの承認について受付番号受付番号1番、2番につきましては原案のとおり承認可決とします。
議長(会長) 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 事務局長に朗読と説明をお願いします。
事務局(事務局長)	それでは、総会資料の 22 ページをお願いします。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。 受付番号 1 番 譲渡人H. S 譲受人 株式会社M 代表取締役 H.S (譲渡人と同じ) 土地表示 大字椎木字狐藪 地目 畑 地籍 10 ㎡ 他 5 筆 合計 畑 6 筆の 1,695.4 ㎡ 移動区分 賃貸借 転用目的 グループホーム及び駐車場の設置 施設概要 グループホーム 380 ㎡ 駐車場 225 ㎡ 回転場 816.92 ㎡ 通路 273.48 ㎡ 合計 1,315.4 ㎡ この案件につきましては平成 27 年 9 月 24 日付で、既に運動場及び駐車場として転用の許可が出ていましたが、平成28 年 1 月 10 日付で木城町より介護保険サービス事業の選定を受け、グループホーム事業を行うということで、前の転用許可を取り下げ、新たに今回転用申請をされるものです。担当委員は、6 番山田委員です。23~34 ページに申請書等を添付しております。 つづきまして、受付番号 2 番 譲渡人 N.M 譲受人 N.M (譲渡人と別) 土地表示 大字椎木字田畑 地目 畑 394 ㎡ 移動区分 使用貸借 転用目的 精米所及び農機具置場 施設概要 精米所 175 ㎡ 籾殻置場 66.5 ㎡ 農機具置場 77.5 ㎡ 計 319 ㎡ 追認申請となります。担当委員は 6 番山田委員です。資料は 35~38 ページです。 以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号1番・2番につきまして、6番山田委員に説明をお願い します。

(6番) 山田 秋吉	受付番号1番につきましては詳しく説明して頂きましたが、既にこの土地につきましては、昨年9月の時点で許可が出ましたので、整地は済んでいます。非常にきれいな状態です。急遽、グループホームの補助事業が出てきまして、そちらの方を申請されたところ、1月8日に承認められたということです。県の指導で従前の許可については1度白紙に戻すようにという指導でしたので、前の許可書は事務局の方に返納されています。今回、グループホームと駐車場で転用することで許可を受けたいとのことです。この後の現地写真を見て頂いて検討していただければと思います。
	設されて、そこの吹き出し口の埃(ほこり)がすごかったとの事です。既に籾 設置場を建設し中が見えない状態になっております。 今はそこに農機具を置いておりますが、精米が始まるとハウスの方に全部移 動するそうです。事後になりますが、現地を見ますときれいに出来上がっています。始末書も添付されています。ご審議の程よろしくお願いします。以上です。
事務局(小野主事)	申請地の状況についてプロジェクターを使用し説明。
議長(会長) 鎌田 勝敏	以上で説明を終わります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手の上、受付番号を言って質疑をしてください。
(12番) 久保 一美	受付番号1番です。調査に同行した際、黒い土と駐車場の境目がありました。 資料 27 ページのF.H氏という方(申請地に隣接している農地の耕作者)が記載されていますが、ここについては耕作農地でよろしいのでしょうか。どのように耕作されるのでしょうか。
議長(会長) 鎌田 勝敏	事務局は説明できますか。
事務局(事務局長)	久保委員が言われた農地○○番 4、 ○○番 3、○○番 3 につきましては、黒土ですが、盛り土で高さを揃えてあます。申請時に、F.Y さんが農地として耕作されるとのことで聞いています。境界については、判るようにするということになっております。
事務局(専門監)	この案件につきましては、前回の申請時にもF.H氏が農業者年金の経営移譲年金の関係方で使用貸借の再設定を終わっておりませんので、もし、ここに移動を加えると農業者年金の方に影響があるということ、もう一件が施設の2分の1という考え方で、ここまでは買収できなかったという経緯があります。ここの部分につきましては黒土で残しているというのは、ここを畑として使わないといけないということですので、畑の状態で残し、何らかの野菜を作るということで話をされています。以上です。

(12番) 久保 一美	わかりました。農地でありますので、家庭菜園なり作られるようにご指導お 願いします。
議長(会長) 鎌田 勝敏	久保委員の言われるように、農地でありますので、農地として活用するように 指導をお願いします。他にございますか。
(14番) 澁谷 浩一	受付番号1番につきまして、前回転用申請をして、取り消して今回新たに転 用申請をされていますが、今回の事業が優先され、前回の申請を取り消すとい うことは、前回の事業は必要なかったのではないかと思いますが。
(6番) 山田 秋吉	私も町に直接聞きましたが、今度の事業はまさか自分の所に来るとは思っていなかったので、当初の計画通り実施するという事で準備していたそうです。 急きょ今回のグループホームの事業を取組むこととなり、県の指導で前の許可を白紙に戻すように指示があったため、前の許可については取下げを行い、新規事業として申請することになったとのことです。以上です。
(14番) 澁谷 浩一	前の事業は今後も行うという計画があるのでしょうか。
事務局(専門監)	前の許可を受けた事業につきましては、取り消しされておりますので計画はないと考えます。前の許可案件の進捗状況は、業者に発注はしていたが、業者の都合で工事自体が遅れていたということで整地までは済んでいたとのことです。グループホームの事業があるという事で補助事業に手を挙げられ採択されたということです。
議長(会長) 鎌田 勝敏	今後の計画については前の計画は無いという事であります。他にございません か。
(12番) 久保 一美	受付番号2番につきまして、農地から転用で今後登記されるということで、 課税は宅地でされるのでしょうか、精米所もありますが、これについて課税は なされていたのでしょうか。
事務局(専門監)	本件につきまして、税務課の担当に状況を伝えました。税務課で調査します とのことでした。確かに登記地目、現況地目は畑になっておりまして、その点 につきましては今回申請されていますので是正されると考えます。
議長(会長) 鎌田 勝敏	税務課において調査されるという事ですね。他にございませんか。 (他に質問・意見無し) 他にないようですので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の 承認について 受付番号1番及び受付番号2番の案件につきまして、賛成の方 は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成という事でございますので、議案第3号 農地法第5条の規定によ る許可申請の承認について 受付番号1番及び受付番号2番につきましては承 認可決とし原案通り許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長(会長) 鎌田 勝敏	つづきまして議案第4号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について 事 務局長の朗読と説明をお願いします。
事務局長)	それでは、総会資料の39ページをお願いします。議案第4号 農用地利用 集積計画(所有権移転)について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定により、下記利用集積計画の決定を求める。
	整理番号1 受付番号1番 移動区分 売買 譲受人 T.Y 譲渡人 N.H 土地表示 大字椎木字八反畑 地目 田 地積 998 ㎡ 利用目的 稲作 売買価格 全部で 500,000 円 支払方法 口座払 移転時期、支払時期、引渡時期につきましては、 2016 年 3 月 31 日 担当委員は5番押川委員です。 場所につきましては、40ページに添付しております。
	整理番号2 受付番号2番 移動区分 売買 譲受人 S.T 譲渡人 K.K 土地表示 大字高城字西ケ原 地目 畑 485 ㎡ 利用目的 露地野菜 売買価格 全部で200,000 円 支払方法 口座払 移転時期、支払時期、引渡時期につきましては、2016 年 2 月 17 日 担当委員は14番澁谷委員です。場所は41ページに添付してあります。
	整理番号3 受付番号3 移動区分 交換 譲受人 N.H 譲渡人 N.Y 土地表示 大字高城字薗田 地目 田 地積 1,011 ㎡ 利用目的 稲作 売買価格 交換差額分として全部で 11,250 円 支払方法 現金 移転時期、支払時期、引渡時期につきましては、2016年2月19日 担当委員は8番堀田委員です。等価交換となっております。場所は42ページに添付してあります。
	整理番号4 受付番号4 移動区分 交換 譲受人 N.Y 譲渡人 N.H 土地表示 大字高城字薗田 地目 田 地積 986 ㎡ 利用目的 稲作 売買価格 なし 移転時期、支払時期、引渡時期につきましては、2016 年 2 月 19 日 担当委員は8番堀田委員です。等価交換です。場所は42ページに添付してあります。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号1番につきまして、5番押川委員に説明をお願いします。
(5番) 押川 和夫	受付番号1番につきまして、以前からT.Y氏が耕作をされておりまして、図面にも記載のある隣接地はN.H氏の宅地です。ここが荒れておりまして、片付けるので、隣のT.Y氏が耕作している田を、できたらT.Y氏に買ってほしいということでN.H氏からお話がありました。周辺にT.Y氏の耕作地も多いので是非ということだったので、N.H氏とT.Y氏との間で売買されるということです。よろしくお願いします。

議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号2番につきまして、14番澁谷委員に説明をお願いします。
(14番) 澁谷 浩一	今現在S.T氏がK.K氏のこの畑を耕作しております。両者は親戚関係にありまして、K.K氏の方からここを買ってもらえないかとの相談を受けS.T氏が買う事になったという事でした。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは、受付番号3番、4番につきまして、8番堀田委員に説明をお願いします。
(8番) 堀田 計一	受付番号3番、4番につきましては、どちらの田もN.H氏が耕作されております。交換と言う事で、N.Y氏の田が隣にあるので交換すると2反続きになります。N.H氏の田は6反作っておられますので、その中の1反ですから、両方とも都合が良いという事です。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは議案第4号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について 質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われて質疑して下さい。 (質問・意見なし) それでは質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第4号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について 受付番号1番から4番の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と言う事でございますので、議案第4号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について は、承認可決とします。
議長(会長) 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 事 務局長の朗読と説明をお願いします。
事務局(事務局長)	それでは、総会資料43ページをお願いします。議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、下記利用集積計画の決定を求める。 整理番号1受付番号1番移動区分賃貸借 譲受人 F.M 譲渡人 K.M 土地表示 大字高城字東宮田 地目 田地積1,005㎡ 他1筆全部で田2筆2,047㎡利用目的稲作始期2016年2月10日終期2021年2月9日の5年間10a当りの借賃料10,000円経営面積2.0ha家族数2人稼働労働力2人担当委員8番堀田委員です。場所につきましては46ページに添付してあります。 整理番号2受付番号2番移動区分賃貸借譲受人Y.M譲渡人K.T土地表示大字高城字藪村下地目田地積1,128㎡利用目的稲作始期2016年2月10日終期2021年2月9日の5年間10a当りの借賃料10,000円経営面積4.8ha家族数3人稼働労働力3人担当委員1番鎌田会長です。新規

となっております。場所は47ページに添付してあります。

事務局(事務局長)

整理番号3 受付番号3番 移動区分 賃貸借 譲受人 Y.M 譲渡人 G.M 土地表示 大字高城字柳ノ本 地目 田 地積 206 ㎡ 他1筆 全部で田2筆 711 ㎡ 利用目的 稲作 始期 2016年2月10日~終期 2021年2月9日 の5年間 1 借賃料 全部で7,000円 経営面積 4.8 h a 家族数3人 稼働労働力3人 担当委員は1番鎌田会長です。新規となっております。場所は47ページに添付してあります。

整理番号4 受付番号4番 移動区分 賃貸借 譲受人 Y.M 譲渡人 T.S 代表相続人 T.K 土地表示大字高城字柳ノ本 地目 田 地積 867 ㎡ 利用目的 稲作 始期 2016年2月10日 終期 2021年2月9日 5年間 借賃料全部で籾50kg 経営面積 4.8h a 家族数3人 稼働労働力3人 担当委員は1番鎌田会長です。新規となっております。場所は47ページに添付してあります。

整理番号5 受付番号5番 移動区分 賃貸借 譲受人 Y.M 譲渡人 K. N 土地表示 大字高城字東宮田 地目 田 地積 987 ㎡ 他2筆 全部で田3筆 3,018 ㎡ 利用目的 稲作 始期 2016年2月10日 終期 2021年2月9日 の5年間 10a 当りの借賃 籾 70 k g 経営面積4.8 h a 家族数3人 稼働労働力3人 担当委員は1番鎌田会長です。新規となっております。場所は47ページに添付してあります。

整理番号 6 受付番号 6番 移動区分賃貸借 譲受人 Y.M 譲渡人 N.H 土地表示 大字高城字東宮田 地目 田 地積 1,089 ㎡ 利用目的 稲作 始期 2016 年 2 月 10 日 終期 2021 年 2 月 9 日の 5 年間 10a 当りの借賃 全部で 10,000 円 経営面積 4.8 h a 家族数 3 人 稼働労働力 3 人 担当委員は 1 番鎌田会長です。新規となっております。場所は 4 7ページに添付しております。

整理番号7 受付番号7番 移動区分 賃貸借 譲受人 K.Y 譲渡人N.Y 土地表示大字高城字城下 地目 田 地積 622 ㎡ 他 3 筆 全部で田 4 筆 2,488 ㎡ 利用目的 稲作 始期 2016年2月10日 終期 2021年2月9日 5年間 賃借料 全部で 50,000円 経営面積 0.9 h a 家族数 4 人 稼働労働力 2 人担当委員は8番堀田委員です。新規となっております。場所は48ページに添付してあります。以上です。

議長(会長) 鎌田 勝敏

それでは、受付番号 1 番と 7 番につきまして、担当の 8 番堀田委員に説明をお願いします。

(8番) 堀田 計一

受付番号1番につきまして、K.M氏所有の田ですが、亡くなられたY.T氏が耕作されていた農地です。F.M氏がK.M氏に売ってくれるようにお願いさ

(8番) 堀田 計一	れたそうですが、貸すという事で決まりました。 続きまして受付番号7番ですが、K.Y氏が既に耕作されているところです が、今回新規と言う事で上がっております。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは受付番号2番から6番につきましては、私の方からご説明します。
(1番) 鎌田 勝敏	すべての案件が亡くなられた Y. T. 氏が耕作されておりました田です。これをすべて Y. M. 氏が引き受けるという事で、譲受人 Y. M. 氏ということになっております。場所につきましては、地図にありますが、県道沿いが主です。県道 19号線ですが Y. M. 氏 (譲受人とは別)の自宅がありますが、そこを中心とした範囲内にあります。受付番号 2番 K. T. 氏の田につきましては、元の下鶴の養豚場跡があります。木田川の隣接です。ここは排水先がありません。田で耕作しておりますが排水先がありませんので、 Y. M. 氏が住居を持っている関係で、穴を掘って排水を地下浸透させるということで排水をされているようです。砂利ですので、どれくらい排水されるか分からないのですが、そのようにしないと田が作れないので工夫をされているようです。 K. T. 氏もそのようにしてくださいとお願いをされたようです。以上です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	それでは議案第5号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 質疑の ある方は挙手をされた上で、受付番号を言われて質疑してください。
事務局(専門監)	補足として、整理番号3 受付番号3番につきましては、譲渡人G.M氏の申請により、平成26年4月総会にて売買希望で斡旋に挙がっていた農地です。
議長(会長) 鎌田 勝敏	他に質疑はありませんか。 (質問・意見無し) 質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第5号 農用地利 用集積計画(利用権設定)について受付番号1番から7番の案件につきまして 賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と言う事でございますので議案第5号 農用地利用集積計画(利用 権設定)について受付番号1番から7番の案件につきましては原案どおり承認 可決とします。
協議会	1 2月の行事予定について 2 平成28年度木城町農業委員会定例総会及び農家就農相談日予定表について 3 その他

議長(会長) 鎌田 勝敏	以上をもちまして、平成28年月1月期の総会を閉会します。
	この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。
	議長
	署名委員
	署名委員